

株 主 各 位

大阪府吹田市江坂町1丁目13番41号

株式会社 **ライフフーズ**

代表取締役社長 菅 本 祥 宏

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。下記の当社ウェブサイトにもアクセスのうえ、「株主総会関連資料」を選択して、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <http://www.meshiya.co.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記ウェブサイトにもアクセスいただき、「ライフフーズ」又は当社証券コード「3065」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年5月21日（水曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月22日（木曜日）午前10時00分
2. 場 所 大阪府吹田市江坂町1丁目13番41号 江坂NKビル5階
JEC日本研修センター 5A-2会議室
3. 目 的 事 項
報告事項 第39期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件
議決事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4. その他招集にあたっての決定事項
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会にご出席されない場合、議決権を有する他の株主の方1名を代理人とすることが可能です。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにもその旨修正前及び修正後の内容を掲載させていただきます。

事業報告

(2024年3月1日から2025年2月28日まで)

I. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、個人消費及びインバウンド需要等社会経済活動が正常化してきておりますが、不安定な国際情勢及び物価高騰の長期化により、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、人流の増加に伴い回復基調が続いているものの、原材料価格（特に米価）やエネルギーコストの高止まり、人手不足等による人件費の上昇、店舗においては夜間需要の回復が鈍く、厳しい経営環境が続いております。

このような環境の下、当社は、従業員の労働時間の短縮、設備投資抑制による資産の圧縮、原材料価格（特に米価）の高騰に伴うメニューの見直し、ずめしや業態のカフェテリア方式をご注文を受けてから調理しご提供するツーオーダーとの一部併用、公式アプリにて「お誕生日クーポン」等配信によるサービスの充実、キャッシュレス決済対応券売機への入替、うわじ丸業態でのテイクアウトのネット注文等、事業活動継続のための施策を実施してまいりました。店舗では従業員の健康管理と衛生管理を徹底し、お客様の安心・安全の確保に努めております。

また、2024年3月及び10月に一部価格改定を実施し収益力の向上に取り組んでおります。

当事業年度の店舗展開につきましては、閉店が3店舗となった結果、期末店舗数は92店舗となりました。

以上の結果、当期の業績は、売上高は9,783,103千円（前年同期比6.2%減）、営業利益は347,458千円（前年同期は営業損失25,186千円）、経常利益は414,888千円（前年同期は経常利益5,843千円）、法人税等調整額△116,474千円を計上した結果、当期純利益は402,103千円（前年同期は当期純損失734,843千円）となりました。

業態別の売上状況

(単位：千円)

業 態 \ 期	第38期 2023年3月1日から 2024年2月29日まで		第39期 2024年3月1日から 2025年2月28日まで	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
		%		%
ず め し や	3,836,796	36.8	3,423,629	35.0
街 か ど 屋 (ず め し や 24)	4,155,707	39.9	4,154,986	42.5
讃 岐 製 麵	1,119,073	10.7	1,189,574	12.2
め し や 食 堂	825,135	7.9	745,967	7.6
そ の 他	489,528	4.7	268,947	2.8
合 計	10,426,241	100.0	9,783,103	100.0

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度中において実施しました改装店舗等に対する設備投資の総額は252,714千円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

回 次	第36期	第37期	第38期	第39期
決 算 年 月	2022年 2 月	2023年 2 月	2024年 2 月	2025年 2 月
売 上 高 (千円)	8,715,679	9,888,281	10,426,241	9,783,103
経常利益又は経常損失(△) (千円)	144,030	△204,562	5,843	414,888
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	60,693	△447,726	△734,843	402,103
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(円)	19.82	△146.19	△239.80	130.66
総 資 産 額 (千円)	6,774,577	6,091,452	4,638,288	4,070,247
純 資 産 額 (千円)	2,428,991	1,981,264	1,257,279	1,682,354

(注)1. 2023年2月期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しております。

(注)2. 記載金額は千円未満をそれぞれ切り捨てて表示しており、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

(注)3. 当社が2012年10月15日開催の取締役会において、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付する「株式給付信託(J-E S O P)」を導入することを決議したことに伴い、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式を含めております。なお、自己株式に関する事項につきましては後記の「Ⅱ. 株式に関する事項」の注記をご参照ください。

(5) 対処すべき課題

人流が回復基調となったことに伴い、個人消費及びインバウンド需要等社会経済活動が正常化したものの、原材料価格(特に米価)やエネルギーコストの高止まり、人手不足等による人件費の上昇等による物価高騰及びウクライナ情勢の長期化など、依然として先行き不透明で厳しい経営環境が続いております。このような状況において、衛生管理の徹底と既存業態の進歩・進化及び収益改善の見込めない店舗の退店を行っております。

また、人材育成を課題と認識しており、社員研修での教育及びやりがいのある企業風土作りに努め、組織力の活性化及び幅広い顧客層にこたえるバリューメニューの開発、食の安全性、食の品質を重視し顧客満足度の向上を課題といたします。

各業態ブランド力を強化し、競合他社との差別化や「Q・S・C」(クオリティ・サービス・クレンリネス)レベルのさらなる向上をめざし、利益率を高め、資本効率を向上させるとともに、既存店の改装及び新メニュー開発を促進して、お客様が要望される店舗作りに注力いたします。株主各位におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 主要な事業内容

当社の事業は、料理、飲食物の調理・販売を主とし、和食を中心としたレストラン業であります。

カフェテリアスタイルの「ザめしや」、「めしや食堂」、及びファーストフードスタイルの「街かど屋(ザめしや24)」、カフェテリアスタイルのうどん店「讃岐製麺」をチェーン展開し、関西地区（大阪、兵庫、京都、奈良）、中部地区（愛知、三重、岐阜）、中国地区（岡山）の2府6県に及んでおります。

(7) 主要な事業所

本社	—	大阪府吹田市
サポートセンター	—	大阪府高槻市
大阪府	25店	大阪市東住吉区他
兵庫県	12店	兵庫県姫路市他
京都府	4店	京都市南区他
奈良県	4店	奈良県橿原市他
愛知県	41店	名古屋市中区他
三重県	3店	三重県津市他
岐阜県	2店	岐阜県大垣市他
岡山県	1店	岡山市北区

(8) 使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前期末比増減(△)	平 均 年 齢	平均勤続年数
男性	171名	△23名	45.5才	22.0年
女性	5	△1	42.5	14.9
合計又は平均	176	△24	45.4	21.8

(注) 上記以外にパートタイマーの期中平均人数は、899名（8時間換算）であります。

(9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	120,000 千円
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	116,298
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	106,761
株 式 会 社 伊 予 銀 行	53,368
株 式 会 社 京 都 銀 行	43,369
大 阪 府 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	30,000
株 式 会 社 徳 島 大 正 銀 行	23,404
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	21,698
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	13,352
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	10,000
株 式 会 社 り そ な 銀 行	9,962
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	6,200
株 式 会 社 南 都 銀 行	1,470

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅱ. 株式に関する事項

- | | | |
|--------------|------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 普通株式 | 4,800,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 普通株式 | 3,660,400株 |
| ③ 当事業年度末の株主数 | | 2,549名 |
| ④ 大株主（上位12名） | | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
公益財団法人ライフスポーツ財団	600,000 株	18.41 %
清 久 商 事 株 式 会 社	524,800	16.10
清 水 三 夫	409,200	12.55
ライフフーズ従業員持株会	243,600	7.47
株式会社日本カストディ銀行 （信 託 E 口）	175,400	5.38
麒麟麦酒株式会社	100,000	3.07
ケイ低温フーズ株式会社	60,000	1.84
株 式 会 社 昭 和	60,000	1.84
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	40,000	1.23
株式会社神明ホールディングス	40,000	1.23
清 水 京 子	40,000	1.23
清 水 周 一	40,000	1.23

(注)1. 当社の当該大株主への出資はありません。

(注)2. 自己株式については上位10名に入りますが、上記の表からは除いております。また持株比率については自己株式（400,879株）を控除して計算しております。

(注)3. 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）の所有株式175,400株は、2012年10月15日開催の取締役会にて導入した、「株式給付信託（J-E S O P）」に係る当社株式であります。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	大 平 毅	執行役員管理本部長兼開発建設 部長兼業態開発部長
取 締 役	菅 本 祥 宏	営業本部長兼営業本部商品部長 兼 F F 事業部長
取 締 役	清 水 哲 二	
取締役（常勤監査等委員）	新 家 祥 孝	
取 締 役（監 査 等 委 員）	柴 田 昇	ミカタ税理士法人／代表 ミカタコンサルティング株式会 社／代表取締役社長 C E O
取 締 役（監 査 等 委 員）	長 澤 哲 也	弁護士法人大江橋法律事務所／ 弁護士 神戸大学大学院法学研究科／客 員教授

- (注)1. 取締役（監査等委員） 柴田昇氏、長澤哲也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- (注)2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、常勤の監査等委員を選定しております。
- (注)3. 取締役（監査等委員） 柴田昇氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (注)4. 取締役（監査等委員） 長澤哲也氏は、弁護士として法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有するものであります。
- (注)5. 当社は、取締役（監査等委員） 柴田昇氏、長澤哲也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (注)6 当事業年度の末日以降における取締役の異動状況は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
大平 毅	代表取締役社長	代表取締役会長	2025年3月1日
菅本 祥宏	取締役	代表取締役社長	2025年3月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と業務執行取締役等でない取締役及び各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約は、取締役がその職務の遂行に関し、保険期間中に、当社並びに株主、投資家及び従業員その他第三者から損害賠償請求等を受けた場合において、損害賠償金・訴訟費用等を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、保険料は特約部分も含め全額当社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。

(4) 取締役の報酬等の額

区分	対象役員 の員数	報酬等の額	報酬等の種類別の総額			
			基本報酬	年次業績 連動報酬	株式報酬	退職慰労金
取締役 (監査等委員を除く)	3名	24,708千円	24,708千円	—	—	—
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (2名)	9,963千円 (2,400千円)	9,963千円 (2,400千円)	—	—	—

(注)1. 株主総会議決(2021年5月27日)による取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は年額300,000千円以内、取締役(監査等委員)の報酬限度額は年額50,000千円以内であります。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は3名、取締役(監査等委員)の員数は3名です。

(注)2. 上記のほか、当事業年度において役員退職慰労引当金繰入額等として取締役(監査等委員を除く)3名に対し2,455千円、取締役(監査等委員)1名に対し618千円(社外取締役2名に対しては計上していません)の合計3,073千円を費用処理しております。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(基本方針)

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役及び社外取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び退職慰労金により構成することとしております。

(基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針)(報酬額を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

(取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項)

個人別の報酬額については、2021年5月27日開催の第35期定時株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、該当事業年度の経営成績における貢献度並びにそれぞれの職務と責任に応じた報酬額を、監査等委員会の意見も踏まえたうえで、取締役会の決議によって決定するものとしております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

区分	氏名	兼職先法人等	兼職の内容
取締役 (監査等委員)	柴 田 昇	ミカタ税理士法人 ミカタコンサルティング株式会社	代表 代表取締役社長CEO
取締役 (監査等委員)	長 澤 哲 也	弁護士法人大江橋法律事務所 神戸大学大学院法学研究科	弁護士 客員教授

(注) なお、当社は社外役員の兼職先法人等との間には特別な利害関係はありません。

② 社外役員の事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	柴 田 昇	当事業年度開催の取締役会6回のうち、監査等委員として6回出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会6回全てに出席し、主に税理士として専門的見地から発言を行っており、適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	長 澤 哲 也	当事業年度開催の取締役会6回のうち、監査等委員として6回出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会6回全てに出席し、主に弁護士として専門的見地から発言を行っており、適切な役割を果たしております。

IV. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 18,000千円

②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 18,000千円

(注)1. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注)2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人においてその職務遂行に関する公平さの確保ができないものと合理的に疑うべき事情が判明した場合には解任又は不再任とします。

V. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定の内容の概要は以下のとおりであります。

内部統制システム基本方針

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス委員会を設置することによって、企業倫理・法令遵守の方針を策定し、全社的なコンプライアンス体制の整備に努めてまいります。
- ② 内部監査室は、定期的に行う各部門監査の中で法令遵守の状況に関する監査を行っております。
- ③ 外部の弁護士等の専門家と顧問契約を締結し、客観的な立場からのアドバイスを得ることにより法令違反を未然に防ぐ体制を整えてまいります。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

「文書管理規程」に基づき取締役の職務執行に係る情報と文書等を記録し、保存しております。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 自然災害、盗難等の事業過程以外で発生する可能性のあるリスクについては、当該リスク軽減の物理的予防措置を講じるほか、損害保険契約締結等、経営に及ぼす影響を最小限にとどめる措置を講じてまいります。
- ② 新たに想定されるリスクが発生した場合は直ちに取締役会において協議し、必要な措置を講じます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務分掌権限規程において使用人への権限委譲を明確化し、取締役会規定及び稟議申請規程によって職務執行手続等を明確化しております。

5. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

その使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会が必要と認めた場合、重要性に鑑み、専任又は兼任の別、及びその人員について決議し、当該補助使用人の独立性に配慮しております。

- ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査等委員の指揮命令に従わなければなりません。
 - ③ 内部規定において、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員の指揮命令に従う旨を定め、当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となります。
6. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
取締役及び使用人は著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した場合、その旨監査等委員会に報告いたします。
7. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を社内に周知徹底しています。
 - ② 内部通報制度により、監査等委員会に対して直接通報を行うことができることを定めており、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利な取り扱いの禁止を明記しております。
8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
 - ② 監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を監査等委員のための顧問とすることを求めた場合、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。
 - ③ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設けます。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 必要と認めた場合は、外部専門家及び内部監査室との連携を行うものとしております。
 - ② 監査等委員会と代表取締役との間で定期的に意見交換会を行っております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし改善を進め、定期的に取締役及び監査等委員会に報告するとともに、取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。当該委員会ではコンプライアンス体制の運用強化と問題の解決に努めております。

また、コンプライアンスに対する意識向上を図るため当社は「行動基準」を定め社内グループウェアで公開するとともに役員及び社員が法令・定款及び社会規範を遵守するための取組みを継続的に行っております。内部通報制度として当法人総部及び社外取締役(監査等委員)を窓口とするコンプライアンス相談窓口を設けており、内部監査室は内部監査計画に基づいた内部監査を実施しリスク情報の早期発見と対応に努めております。

VI. 会社の剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元については、安定的かつ継続して配当を行うことが、最も重要であると考えており、定款第34条の規定に基づき取締役会の決議により決定しております。

当事業年度においては、原材料価格(特に米価)の高騰等先行きは不透明な状況ですが、個人消費及びインバウンド需要等社会経済活動が正常化しており人流の増加に伴い回復基調が続いております。

このような環境の下、当社は、2021年2月期以降は無配の状況が続いておりましたが、業績の回復と今後の経営見通しを総合的に勘案して、取締役会において2025年2月期に当社普通株式1株につき5円を復配することを決議いたしました。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき5円 総額16,297,605円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年5月23日

貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,632,099	流動負債	1,518,440
現金及び預金	2,230,603	買掛金	268,668
売掛金	109,418	1年内返済予定長期借入金	453,196
商 品	4,509	未払金	260,740
原材料及び貯蔵品	60,277	未払費用	330,359
前払費用	133,822	未払法人税等	34,083
未収入金	86,235	未払消費税等	84,367
その他の他	7,232	前受収益	21,150
		預り金	9,938
		賞与引当金	55,936
固定資産	1,438,147	固定負債	869,452
有形固定資産	386,812	長期借入金	103,214
建物	335,061	長期未払金	69,380
構築物	13,306	退職給付引当金	617,749
機械及び装置	—	役員退職慰労引当金	40,390
工具、器具及び備品	38,216	長期預り保証金	38,718
土 地	228		
無形固定資産	93,892		
ソフトウェア	11,518	負債合計	2,387,893
電話加入権	25,563		
その他の他	56,810	(純資産の部)	
投資その他の資産	957,442	株主資本	1,682,354
投資有価証券	200,000	資本金	100,000
出資金	6,153	資本剰余金	1,317,339
長期貸付金	33,696	資本準備金	1,305,450
破産更生債権等	510	その他資本剰余金	11,888
長期前払費用	41,751	利益剰余金	402,103
差入保証金	568,354	その他利益剰余金	402,103
繰延税金資産	107,487	繰越利益剰余金	402,103
貸倒引当金	△510	自己株式	△137,088
資産合計	4,070,247	純資産合計	1,682,354
		負債純資産合計	4,070,247

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,783,103
売上原価		3,044,587
売上総利益		6,738,516
販売費及び一般管理費		6,391,057
営業利益		347,458
営業外収益		
受取利息	1,594	
有価証券利息	1,576	
受取家賃	87,150	
助成金収入	22,986	
受取保険金	16,730	
その他の	29,667	159,705
営業外費用		
支払利息	8,852	
賃貸収入	81,437	
その他の	1,984	92,275
経常利益		414,888
受取補償金	17,825	
その他の	3,000	20,825
特別損失		
固定資産除却損	4,081	
減損損失	54,822	
店舗閉鎖損失	54,097	
その他の	3,000	116,000
税引前当期純利益		319,712
法人税、住民税及び事業税	34,083	
法人税等調整額	△116,474	△82,391
当期純利益		402,103

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	100,000	1,537,526	889,801	2,427,327
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 処 分			11,888	11,888
準備金から剰余金への振替		△232,075	232,075	—
欠 損 填 補			△1,121,876	△1,121,876
事業年度中の変動額合計	—	△232,075	△877,913	△1,109,988
当 期 末 残 高	100,000	1,305,450	11,888	1,317,339

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株 主 資本合計
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合計		
		別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	12,000	146,000	△1,279,876	△1,121,876	△148,171	1,257,279
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
当 期 純 利 益			402,103	402,103		402,103
自 己 株 式 の 処 分				—	11,082	22,970
準備金から剰余金への振替	△12,000		12,000	—		—
欠 損 填 補		△146,000	1,267,876	1,121,876		—
事業年度中の変動額合計	△12,000	△146,000	1,681,980	1,523,980		425,074
当 期 末 残 高	—	—	402,103	402,103	△137,088	1,682,354

	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	1,257,279
事 業 年 度 中 の 変 動 額	
当 期 純 利 益	402,103
自 己 株 式 の 処 分	22,970
準備金から剰余金への振替	—
欠 損 填 補	—
事業年度中の変動額合計	425,074
当 期 末 残 高	1,682,354

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料及び貯蔵品の評価方法は、最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～	39年
構築物	10年～	45年
工具、器具及び備品	2年～	20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して物価上昇の影響による生活支援金として支給するため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるために、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は和食を中心としたレストランをチェーン展開しております。

収益は、主に店舗を利用されるお客様を顧客とし、顧客からの注文に基づく料理を提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、顧客がクーポン等を使用する場合は、対価からクーポン等により充当された金額を減額しております。

2 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

(1) 固定資産の減損

有形固定資産	386,812千円
減損損失	54,822千円

当社は、原則、各店舗を資産グループとして減損の兆候判定を行っております。減損の兆候がある場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより、当該資産又は資産グループについて減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。

減損の兆候判定や認識の要否判定に用いる将来の営業損益及び割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、客単価、店舗周辺環境の変化等に関する予測に影響を受けます。

これらの予測は不確実性を伴い、将来の予測不能な経営環境の変化などによって重要な影響を受ける可能性があり、実際に発生した営業損益やキャッシュ・フローの金額が見積りと異なる場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産（純額） 107,487千円

繰延税金資産については、当事業年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りに基づき、回収可能性があると判断された範囲内で計上しております。

当該見積りは、将来の予測不能な経営環境の変化などにより重要な影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得や将来減算一時差異等の解消時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3 貸借対照表に関する注記

(1) 割賦払いによる所有権留保資産

割賦払いにより購入し、所有権が留保されている資産及び未払金残高は次のとおりです。

所有権が留保されている資産

建物 54,695千円

未払金 41,381千円

長期未払金 66,856千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,114,036千円

4 損益計算書に関する注記

減損損失について

店舗及び賃貸物件について、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（54,822千円）として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物41,431千円、構築物2,436千円、工具、器具及び備品10,953千円であります。

5 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	3,660,400	—	—	3,660,400

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	590,579	—	14,300	576,279

(注) 当事業年度末の自己株式数には、「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式175,400株が含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年4月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	16,297	5.00	2025年2月28日	2025年5月23日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）制度に基づく株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）に対する配当金を含んでおります。

6 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	19,326千円
退職給付引当金	213,432千円
役員退職慰労引当金	13,954千円
減損損失	220,065千円
資産除去債務	27,155千円
未払法定福利費等	20,412千円
税務上の繰越欠損金	610,539千円
その他	17,192千円
繰延税金資産小計	1,142,079千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△587,073千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△438,354千円
評価性引当額小計	△1,025,428千円
繰延税金資産合計	116,650千円
繰延税金負債	
建設協力金	4,250千円
その他	4,913千円
繰延税金負債合計	9,163千円
繰延税金資産の純額	107,487千円

7 リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部及び事務機器の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、資金予算及び計画の範囲内で安全性の高い短期的な預金、金融資産等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については、主として銀行等金融機関からの借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は、満期保有目的の債券であり、市場価格は変動リスクや発行体の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、安全性の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であり、定期的に時価を把握しております。

債権である売掛金、未収入金、長期貸付金及び差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況について定期的に把握する体制をとっております。

営業債務である買掛金、未払金は原則として2か月以内の支払期日となっており、財務部が管理する体制をとっております。

長期借入金（原則として5年以内）は主に運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。

長期未払金は主に設備の購入に係るものであります。金利変動リスクを回避するため、固定金利を選択しております。

長期預り保証金は賃貸借契約により預る保証金であり、無金利であります。

なお、営業債務や借入金及び長期未払金は、流動性リスクに晒されておりますが、財務部が資金繰り計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券	200,000	196,876	△3,124
(2)長期貸付金 ※2	40,929	38,784	△2,144
(3)差入保証金	568,354	516,822	△51,531
資産計	809,283	752,482	△56,800
(1)長期借入金 ※2	556,410	556,220	△190
(2)長期未払金 ※2	110,762	107,066	△3,695
(3)長期預り保証金	38,718	35,200	△3,517
負債計	705,890	698,487	△7,403

※1 「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 1年内回収予定長期貸付金（貸借対照表上は、流動資産「その他」に7,232千円が含まれております）、1年内返済予定長期借入金、1年内返済予定長期未払金（貸借対照表上は、流動負債「未払金」に41,381千円が含まれております）は、それぞれ、長期貸付金、長期借入金、長期未払金に含めて表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 (単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	196,876	—	196,876
その他	—	—	—	—
長期貸付金	—	38,784	—	38,784
差入保証金	—	516,822	—	516,822
資産計	—	752,482	—	752,482
長期借入金	—	556,220	—	556,220
長期未払金	—	107,066	—	107,066
長期預り保証金	—	35,200	—	35,200
負債計	—	698,487	—	698,487

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

社債の時価は、取引金融機関から提示された価格により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金、並びに差入保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、将来キャッシュ・フローの合計額を期末日直近の国債の利回りで割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、並びに長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又は割賦取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

ただし変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

長期預り保証金

長期預り保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローの合計額を期末日直近の国債の利回りで割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

10 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

業態	金額（千円）
ザめしや	3,423,629
街かど屋（ザめしや24）	4,154,986
讃岐製麺	1,189,574
めしや食堂	745,967
その他	268,947
顧客との契約から生じる収益	9,783,103
その他の収益	—
外部顧客への売上高	9,783,103

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

注記事項「1 重要な会計方針」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

12 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 545円49銭

(2) 1株当たり当期純利益 130円66銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

13 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年4月11日

株式会社ライフフーズ

取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 池上 由香

指定社員
業務執行社員

公認会計士 芝崎 晃

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ライフフーズの2024年3月1日から2025年2月28日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 会計監査人が独自の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しておるかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

取締役候補者は当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）選任方針に合致するものであり、その資質・実績面から勘案して適任である旨、また当事業年度の報酬等の額は当社役員報酬の方針に則ったものであり、同業他社水準や当社の業績動向を勘案して適切である旨、全員意義なく、この取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者案及び報酬等に対して監査等委員会として会社法第342条の2第4項及び第361条第6項に基づく意見陳述権を行使しない旨の答申をすることを決定した。

2025年4月14日

株式会社ライフフーズ 監査等委員会

監査等委員 新家 祥 孝 印

監査等委員 柴 田 昇 印

監査等委員 長 澤 哲 也 印

（注）監査等委員柴田昇及び長澤哲也は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（3名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化のため、取締役を1名増員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ています。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
1	おおひら つよし 大平 毅 (1957年3月6日)	1989年12月 イナカフーズ入社 1990年6月 イナカフーズ退社 1990年7月 エル・フーズ株式会社(現 株式会社ライフフーズ)入社 1999年3月 営業第二事業部長 2000年3月 執行役員営業第一事業部長 2001年6月 執行役員人総部長 2002年4月 常務執行役員営業推進本部長 2002年5月 常務取締役兼執行役員営業推進本部長 2003年12月 常務取締役兼執行役員営業本部長 2005年7月 常務取締役兼執行役員営業本部長兼F F事業部長 2009年4月 常務取締役兼執行役員営業本部長兼F F事業部長兼商品部長 2013年5月 代表取締役社長兼執行役員営業本部長兼F F事業部長 2018年5月 代表取締役社長兼執行役員兼F F事業部長 2019年9月 代表取締役社長兼執行役員 2020年10月 代表取締役社長兼執行役員管理本部長兼開発建設部長兼業態開発部長 2025年3月 代表取締役会長兼執行役員管理本部長兼開発建設部長兼業態開発部長（現任）	14,200株
取締役選任の理由 同氏は、当社における豊富な業務経験と、会社経営に関する資質と見識を有しております。2013年からは当社代表取締役としてリーダーシップを発揮し、当社の経営を牽引、事業の発展に尽力してまいりました。その豊富な経験と見識は、今後の持続的な企業価値向上のために必要であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
2	すがもと よしひろ 菅本 祥宏 (1969年 8月21日)	1988年 4月 エル・フーズ株式会社(現 株式会社ライフフーズ)入社	2,600株
		2000年 3月 営業本部第三事業部ディストリクトマネージャー(課長)	
		2002年 2月 営業推進本部特対事業部次長	
		2003年12月 営業本部商品部次長	
		2007年12月 営業本部店舗運営部次長	
		2009年 4月 営業本部商品部次長	
		2015年 4月 営業本部商品部長	
		2018年 5月 取締役兼営業本部長兼営業本部商品部長	
		2019年 9月 取締役兼営業本部長兼営業本部商品部長兼 F F 事業部長	
		2025年 3月 代表取締役社長(現任)	
取締役選任の理由 同氏は、店舗運営、メニュー開発、購買部門の責任者を務め、売上と利益の拡大に貢献してまいりました。その豊富な経験と見識は、今後の持続的な企業価値向上のために必要であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
3	にしな たかゆき 仁科 孝之 (1967年 9月 9日)	1990年 4月 エル・フーズ株式会社(現 株式会社ライフフーズ)入社	1,900株
		1992年10月 ザめしや榎原店 店長	
		1999年 6月 営業本部第二事業部ディストリクトマネージャー(課長)	
		2003年 2月 店舗運営本部第三リージョン リージョナルマネージャー(課長)	
		2009年 4月 監査室長	
		2010年 8月 営業本部店舗運営第二部 部長(現任)	
取締役選任の理由 同氏は、店舗運営の責任者を務め、売上と利益の拡大に貢献してまいりました。その豊富な経験と知識は、今後の持続的な企業価値向上のために必要であると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
4	しみず てつじ 清水 哲二 (1971年 8月25日)	2000年 1月 株式会社ライフビューティー入社 営業部部長代理	20,000株
		2002年 9月 同社代表取締役社長（現任） 2006年 7月 株式会社ライフビューティープロダクツ 代表取締役社長（現任） 2018年 5月 当社取締役（現任）	
取締役選任の理由 同氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、客観的な経営者視点から当社の事業の発展に尽力してまいりました。その豊富な経験と見識は、今後の持続的な企業価値向上のために必要であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

(注)1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

(注)2. 当社は保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。当該契約は、取締役がその職務の執行に関し、保険期間中に、当社並びに株主、投資家及び従業員その他第三者から損害賠償請求等を受けた場合において、損害賠償金・訴訟費用等を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、保険料は特約部分も含め全額当社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。

(注)3. 当社は、非業務執行取締役である清水哲二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める限度額といたします。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
1	さらいえ よしたか 新家 祥孝 (1963年11月9日)	1989年2月 エル・フーズ株式会社(現 株式会社ライフフーズ)入社 1995年2月 店舗運営部ディストリクトマネージャー（課長） 1997年12月 営業本部営業推進室課長 2000年3月 営業本部第二事業部長 2001年6月 営業本部店舗運営企画室長 2002年2月 営業推進本部F F事業部長 2003年12月 営業本部商品部長 2009年4月 総務本部人総部長 2018年3月 管理本部部長 2018年5月 常勤監査役 2021年5月 当社取締役(常勤監査等委員)（現任）	5,800株
監査等委員である取締役選任の理由 同氏は、当社で商品部長、人総部長などを務め、豊富な経験、幅広い知識・情報などに基づく高い見識を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。			
2	しばた のぼる 柴田 昇 (1964年8月7日)	1988年9月 株式会社大阪真和ビジコン入社 1992年2月 同社取締役 1994年12月 株式会社柴田ビジネス・コンサルティング（現 ミカタコンサルティング株式会社）設立 代表取締役社長C E O（現任） 税理士柴田会計事務所（現 ミカタ税理士法人）設立 代表（現任） 2001年5月 当社監査役 2005年8月 当社監査役 2021年5月 当社取締役(監査等委員)（現任）	400株
監査等委員である社外取締役選任の理由及び期待される役割 同氏は、税理士としての税務に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことを期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
3	ながさわ てつや 長澤 哲也 (1970年4月17日)	1996年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）・大江橋法律事務所入所 2001年9月 モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所ワシントンオフィス勤務 2002年1月 ニューヨーク州弁護士登録 2002年8月 弁護士法人大江橋法律事務所復帰 2004年4月 同法人社員（現任） 2005年4月 京都大学法科大学院非常勤講師 2006年7月 当社監査役 2013年4月 京都大学大学院法学研究科客員教授 2016年4月 神戸大学大学院法学研究科客員教授（現任） 2021年5月 当社取締役（監査等委員）（現任）	一 株
監査等委員である社外取締役選任の理由及び期待される役割 同氏は、弁護士として企業法務に精通しており、その専門的見地により当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことを期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注)1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
- (注)2. 候補者柴田昇氏及び長澤哲也氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
- (注)3. 当社は、柴田昇氏及び長澤哲也氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
- (注)4. 柴田昇氏及び長澤哲也氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- (注)5. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が選任された場合には、各氏は当該契約の被保険者となります。当該契約は、取締役がその職務の執行に関し、保険期間中に当社並びに株主、投資家及び従業員その他第三者から損害賠償請求等を受けた場合において、損害賠償金・訴訟費用等を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、保険料は特約部分も含め全額当社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。
- (注)6. 当社は、新家祥孝氏、柴田昇氏及び長澤哲也氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。また、3氏の再任が承認された場合、3氏との間で本契約を継続する予定であります。

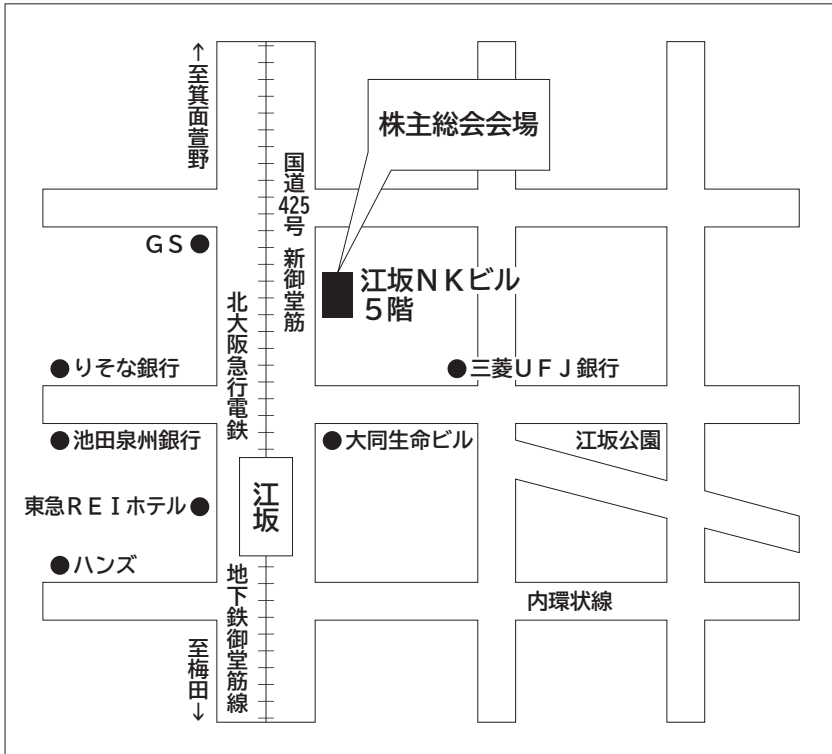
【ご参考】取締役候補者及び監査等委員である取締役候補者に関するスキル・マトリックス

氏 名	地 位	経営	営業・ マーケティング	財務・会計	人事・労務・ 人材開発	法務・ コンプライアンス・ リスク管理	ESG・ サステナビリティ	IT・ デジタル
大平 毅	代表取締役会長	○	○	○	○	○	○	○
菅本 祥宏	代表取締役社長	○	○			○	○	
仁科 孝之	取締役	○	○			○	○	
清水 哲二	取締役	○				○	○	
新家 祥孝	取締役 (常勤監査等委員)	○				○		
柴田 昇	社外取締役 (監査等委員)			○		○		
長澤 哲也	社外取締役 (監査等委員)					○		

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪府吹田市江坂町1丁目13番41号 江坂NKビル5階
JEC日本研修センター 5A-2会議室
電話 06-6338-8331 (代表)
交通 地下鉄御堂筋線「江坂」駅下車1番出口徒歩5分



(駐車場の準備はいたしていませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。)